

学校いじめ防止基本方針

豊中市立北条小学校

令和8年（2026年）4月1日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめ行為はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校は、「主体的に学び、心身ともに健やかで、人間性豊かな児童生徒を地域とともに育成する。」を教育目標として掲げ、「相互の人権を尊重し、明るく思いやりのある集団の育成に努め、集団からの疎外やいじめがおこらないよう、日常的観察やふれあいに努める。」「いじめを許さない集団づくりに取り組むとともに、早期の対応を図る。」ことを生徒指導の重点として取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという教職員全員の共通理解のもとに、ここに本校における学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

また、喧嘩やふざけあいについては、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

〔いじめの防止等のための基本的な方針 平成25年10月11日〕

文部科学大臣決定（最終改定平成29年3月14日） より〕

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主担（生徒指導主事）、各学年代表、養護教諭
状況により、当該学年担任（学級担任）、SC・SSW等

(3) 役割

- いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組みの企画、実施や具体的な年間計画の実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を図る役割
- いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対策方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行うための中核としての役割

〔いじめの防止等のための基本的な方針 平成 25 年 10 月 11 日

文部科学大臣決定(最終改定平成 29 年 3 月 14 日) より〕

4 年間計画（別添 1）

5 取組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止委員会は、月 1 回（その他必要に応じて）、開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

あわせて、いじめ等に係るアンケート、学校評価（自己評価、学校関係者評価）によって取組みを検証し、取組みの改善に努める。

第 2 章 いじめ防止

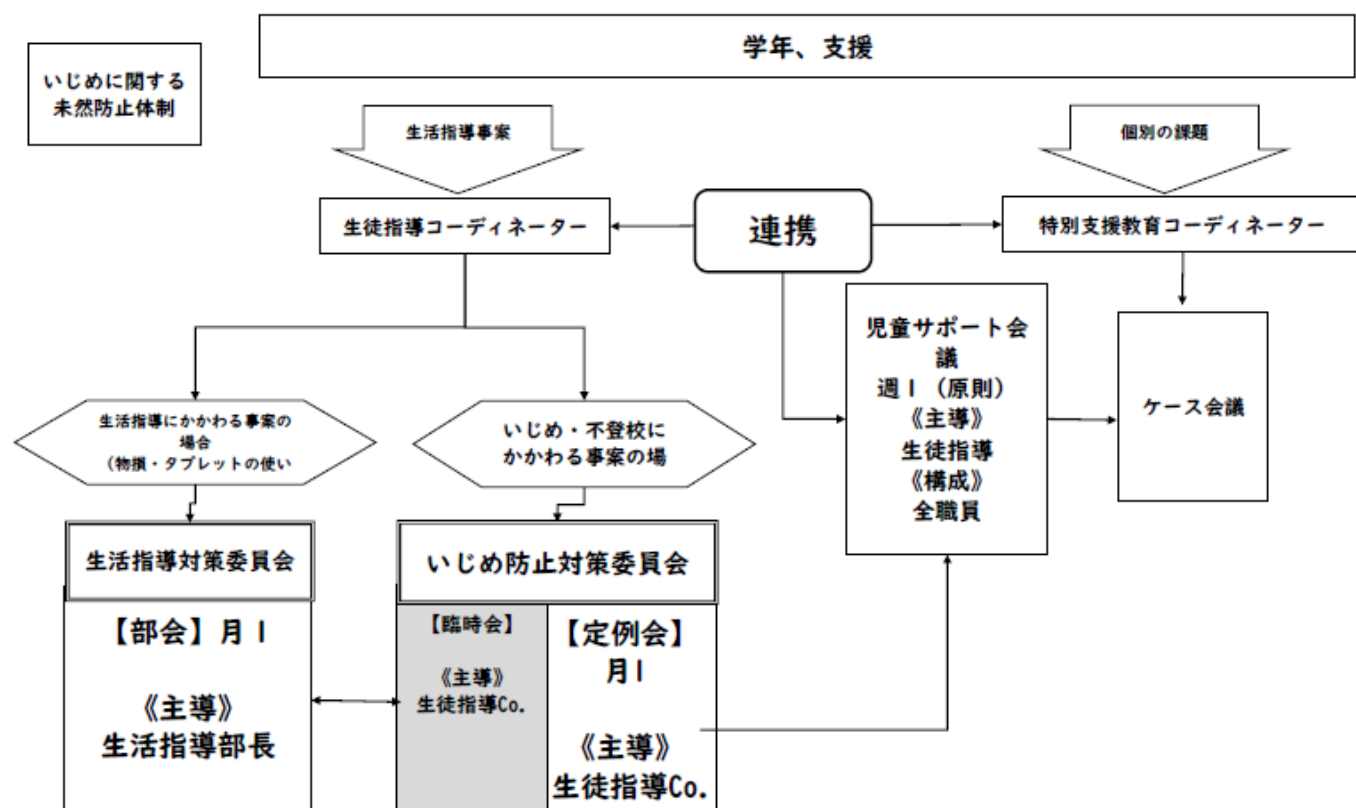
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成し、実施する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

そのために教職員全員が一丸となって取り組むことができるよう図のような学校体制をとり、いじめに対応できるようにしていく。

【未然防止のための学校体制】（※いじめ防止対策委員会の構成メンバーについては、前頁参照）



2 いじめ防止のための柱

本校の重点課題としている、北条の子どもにつけたい3つの力→「自他ともに尊重し、つながる力」「自ら学び、考えて自己決定できる力」「困難に粘り強く立ち向かう力（レジリエンス）」の育成を通して、“いじめをしない” “いじめを許さない” という強い心や態度を培っていききたい。そのために、いじめのない学校をめざして以下の五つの柱について重点的に取り組んでいく。

（1）子どもの居場所づくり

「自分の居場所があるだけでなく、自分が必要とされている気持ちを育てる学級・学年・学校に」

◎「つながりのある学校を」・・・学級・学年・学校としての『集団づくり』

*リレーション：心をつなぐ・人をつなぐ→互いに認め合い、支え合う集団

- ・子どもに自信を持たせるような指導・助言を心がける…自尊感情、自己肯定感の育成
- ・カウンセリングマインドによる指導
- ・その子らしさ、創造性の発揮を支援する。

集団の中で一人ひとりの「個」を生かす活躍できる場面づくり（いろいろなチャンスを）

- ・時には厳しく、時には優しく子どもと向かい合う。（規範意識、ルール・マナー）

(2) よくわかる楽しい授業の追求：「学ぶことは楽しい」と思える勉強好きな子どもの育成

◎基礎基本の定着に向けて

- ①スパイラルな反復学習
- ②指導方法の工夫改善（TT 及び少人数指導など）
- ③指導と評価の一体化による形成的な学習指導 ※授業のユニバーサルデザイン化
- ④授業規律の徹底
- ⑤学習習慣の確立（家庭・地域との連携）
- ⑥読書習慣の確立（具体的な手立ての構築）

◎「豊かな言葉の力」

※総合的な言語力、思考力、判断力、表現力を育む授業改善をめざす。

◎学びが生きて働くことが実感できる学習指導

◎子どもが主体的・対話的で深く学べる課題解決型・活用型の授業づくり

◎何でも言える集団づくり【間違いは宝物・学びの深化に生かす】

わからない時に「わからない」と言える集団づくり

お互いの話をしっかり聞くことのできる学習集団→自分の考えや意見が安心して言える学級

◎学習ノートづくり ※わかったつもり・話し合い→「書く」という再現で自分のものに

(3) 豊かな心とたくましい体づくり

◎『心の教育』の充実……「相手を思いやり(尊重し)、共に生きようとするところ」を育む

- ・定期的な「こころの学習」においていじめ問題について深く考え、議論する活動を通して、傍観者とならず、教職員への報告をはじめ、いじめを許さず、止めるための行動を取ることが重要であることを認識させる。
- ・「あいさつ」やきちんとした「言葉遣い」ができる子どもに
- ・人間尊重を基盤とした道徳の時間の充実
- ・栽培活動や福祉体験、地域の方とのふれ合いなど豊かな体験活動の充実

◎広い運動場を活用した体を使った楽しい遊びや、体づくり運動などの充実による体力向上。

- ・食育や病気やけがの予防、ストレスマネジメント教育など、心と身体の健康教育の充実

(4) 生徒指導の充実

◎教職員がひとつになったチームとしての生徒指導体制（組織）

- ・基本的な生活習慣づくり……家庭での生活様式の変化と学校の対応
- ・学校や教室の美化に努める。……清掃活動と美化につながる創意工夫
- ・普段から子どもの状況を観察しておく。（アンテナを常に張っておく。）
一人ひとりの子どもが自分の「つらさ」を言葉にできる心と心のつながり《リレーション》を作ることが大切（子どもの思い・願いを知るために一緒に遊ぶ、話を聞く、日記を読む等）
※いじめ、不登校、虐待、問題行動の早期発見、早期解決に努める。

《個人・担任だけでなく組織で対応を》

◎個人で抱え込まず『報告・連絡・相談』（ほう れん そう）の徹底

- ・学年、学校全体で課題を共有し、連携・協力して取組みを進める。
- ・学校と家庭との連携（信頼関係を…『迅速・親切・丁寧・誠実』をモットーにして）
※学校で起きた事故や問題行動……その日のうちに家庭へ連絡する。（管理職にも報告）
「処理と対応は、速やかに。指導はじっくり、ていねいに。」

(5) いじめについての共通理解

いじめの態様、特質、原因、背景、指導上の留意点について教職員は校内研修や職員会議を通じて共通理解を持つ。校内で発生している事案についても共通理解を深め、教職員全体で児童を見守る体制を構築する。

また、児童に対して、全校朝会や学級・学年指導を通じて日常的にいじめ問題に触れ、いじめが人間として絶対に許されないとの雰囲気を学校全体に醸成する。

第3章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えることや訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

児童が示す些細な変化に気づき、見逃さないようにするため、普段から「~だろう」という考えではなく「~かもしれない」という意識のもと、児童と接する際には、「いじめがあるかもしれない」と思うことが大切である。

また、教職員が児童から信頼を得るために、情報を収集し共有することができるよう、「考えながらじっくり話を聴き、自分の考えも伝える」「気持ちのほんわかする、あたたかい心と言葉を大切にする」「自分で考えて行動する」ことを率先して行っていく。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法

普段から子どもの表情の変化など状況を観察しておくことはもちろん、子どもの思いや願いを知るため、一緒に遊んだり、話を聴いたりする。その際、自分のつらさを言葉にできる心と心のつながり（リレーション）を大切にするため、傾聴の姿勢を心がける。また、ノートのとり方を確かめたり、日記を読んだりすることなど、児童から広く情報を得るよう心がける。教職員と児童との信頼関係が深まると、児童が進んで情報を提供することもあるので、日常の人間関係構築を大切にする 것도肝要である。あわせて、定期的にアンケート調査を実施し、実態把握に努める。アンケート調査を受けて担任・学年集団は速やかに教育相談を行うとともに、生徒指導担当並びに管理職に報告する。

(2) 保護者との連携

保護者へいじめ防止への啓発を行うとともに、保護者の協力を得ながら、家庭で気になった様子や言葉はないかを一緒に把握していく。また逆に、保護者から相談があった場合は、保護者や児童の立場を考え、「~かもしれない」という意識のもと、信頼関係を築くことができるよう「迅速・親切・丁寧・誠実」をモットーに傾聴を心がける。

(3) 相談できる体制

児童や保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、学級担任だけが一人で抱え込むのではなく、学年集団やいじめ防止委員会などと連携を図っていく。また、いじめに対する電話相談窓口などもポスターを掲示する等、啓発を図る。

(4) 組織としての連携

これまでの経験だけに頼ることなく、豊中市教育委員会事務局児童生徒課生徒指導係や教育相談係、こども未来部こども安心課、豊中市児童相談所、スクールカウンセラーなど外部機関との連携を図り、常に児童とその保護者の立場と学校全体を考えてよりよい解決方法を探って

いく。

(5) 個人情報の取扱い

いじめの相談等で得た児童の個人情報については、その取扱いに十分配慮し、対外的な取扱いについては、必要最小限に留め、被害児童やその保護者及び加害児童とその保護者が傷つくことの無いよう、細心の注意をはらう。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止には大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励まし、教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

0 いじめを発見した（通報をうけた）

○迅速な対応（最優先事項として、聞いたその日のうちに対応）

○解決へ向けての方針の確認

- ・一人で対応しようとしたり、相談することを恥じたりしてはいけない。個人で抱えるのではなく、ただちに学年集団に相談するとともに、いじめ防止委員会を中核としてチームとして対応することを基本として認識しておく。

1 いじめ防止委員会における状況共有、対応方針の決定

2 いじめられた児童（被害）から話を聴く

○本人から直接聴く。

- ・詳しく、実際にあったことを本人にとって信頼できる人と寄り添い支える体制で対応する。

○いじめにあった児童に寄り添う姿勢

- ・君にも悪いところがあったんじゃないか？などのことは絶対に言わない。
 - ・いじめられていることを口にする自体、とても屈辱的でつらいことだという認識をもつ。
- 「つらかったね。よく話してくれたね。」「必ずちゃんとした対応をするから安心してね。」

3 周囲から話を聴く

○いじめた児童以外からたくさんの情報を集めて裏付けをとる。

○いじめた本人の言い逃れを防止し、きちんと向き合わせるために事実の整理をする。

*詳細を正確に把握できるよう努める。

*聴きとり時、決め付けた言い方をしないよう公平性の保持には注意をする。

◎情報の集約→方針の再確認

◎状況により教育委員会へ報告・相談し、指示をあおぎながら対応する。

4 いじめた児童（加害）と話をする

○事実を確認する。 ※記録は、時系列で事実のみを書く。（記録者の思い、考えは入れない。）

- ・予断で決め付けない。
- ・いじめが複数で行われた時は、原則一人ひとり別にして話を聴く。
- ・複数で話を聞くことを原則とする。（学年や専科の協力が必要）
- ・個別に聞いた後で再度「勘違いや事実とは違うことまで混入してしまっていないか」確認する。
- ・裏付けが取れていることに対しては、安易な言い逃れを許さない。

○反省を求めるとともに適切な指導、支援を継続する。

- ・いじめの事実を認めたら、加害に対して相手のつらさ、傷ついた思い、自分が同じ立場だったらどういう気持ちになるかをよく考えさせ、引き続き必要な関わりをもって対応していく。

※個人の秘密は厳守する。（原則、校内では情報共有し、校外には情報をもらさない。）

◎いじめ防止委員会にて中間報告と今後の対応について検討する。

5 反省態度やいじめの悪質さ等でその後の対応を考える。

※必要に応じて外部機関に繋げる。

6 被害者の家庭と今後の学校での対応などについて話し合う

○いじめられた児童が落ち着いて学習できる環境を確保する。

○いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携を強化する。

※必要に応じて外部機関の協力を得る。被害児童の心的外傷後ストレス障害(PTSD)等のいじめによる後遺症へのケアも必要に応じて行う。

7 今まで以上にいじめた児童やいじめられた児童に目をかけ見守っていく。

◎いじめ防止委員会にて報告し、職員全体で指導過程等を共有する。

※ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときもまた、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって解消するものではない。いじめが解消している状態とは、次の2つの要件が満たされていることを必要とする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること。

①心理的または物理的影響を与える行為（インターネットやSNS等を含む）が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続している。

- ②ただし、被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、教育委員会または学校いじめ防止委員会の判断により、より長期の期間を設定する。

(2) いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ①いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめられた児童がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。
- ②いじめられた児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを確認する。
- ③学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめられている児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。
- ④「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性がありうることを踏まえ、教職員は、いじめられた児童といじめた児童を日常的に注意深く観察する。

4 いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない。」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる。」ということを児童に徹底して伝える。

5 学校全体として

いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、必要に応じて外部機関とも連携する。

運動会や宿泊行事、校外学習等は、児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として問題の箇所を確認し、可能な場合その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等、必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、関係機関への削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) 各教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、教育委員会を通じて、市長に報告する。

(3) 調査

教育委員会の判断・決定のもと、重大事態への対処と再発防止を目的として、調査を行う。

(4) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童、その保護者へ適時・適切な方法で情報を提供する。

4. 年間計画

いじめのない学校をめざす年間の取り組み					豊中市立北条小学校			
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	教職員	
4 月	学年会で引き継ぎと児童理解：個人カード等により把握された児童状況の集約						職員会議 いじめ防止についての年間計画策定、いじめ防止基本方針の共通理解 互いの心を開き、つながりを作る「あいさつ運動」の意義を確認しスタート PTA運営委員会や学級懇談会などで「いじめ防止基本方針」の説明。学校便りで全保護者に啓発。 児童の様子的交流 【毎週】 懇談等によって把握された、課題のある児童の状況の集約 心とからだのアンケート実施といじめ状況調査の集約・教育相談 いじめに係る校内情報共有及び全体研修(生徒指導)	
	「ともだちの名前を知ろう」(学級活動)	「学年テーマや学級目標を作ろう」…友達と助け合ったり、協力し合ったりして楽しい学校生活にしようとする気持ちを高める。						
5 月	1 年生を迎える会：全校生で1 年生を迎え入れ、北条小学校の一員としての自覚を持つ。							
	◎豊かな学校生活をおくするために、児童と教職員の心のふれあいを大切にする。 ◎お互いの立場を理解し合い、助け合い、望ましい児童の集団にする。 ◎いじめを許さない思いやりの心や毅然とした態度を培う							
	きょうだい学級・清掃などの取り組みを通して互いに思いやり支え合う異年齢集団づくり							
	クラブ活動…自分らしさを発揮しながら、友だちと楽しく活動する				委員会活動 異年齢でより楽しい学校生活をめざして協力し合う			
6 月	個人懇談…家庭での様子の把握と学校生活の情報共有							林間学舎 修学旅行
7 月	1 学期の振り返り…自分のがんばったところ、友達の良さを認め合う。							
8 月								
9 月	運動会に向けて…目標に向かって友達と協力し、高め合う集団に！							
10 月	校外学習…各自・各班等で課題を持ち、観察・体験活動等を通して意欲的・協働的に課題解決に向け努める。							
11 月	学年発表…成功に向けて友達と協力したり、お互いの良さを見つけたりする。							
12 月	「ひとりぼっちのライオン」							
	2 学期の振り返り…自分のがんばったところ、友達の良さを認め合う。							
	個人懇談…家庭での様子の把握と学校生活の情報共有						小中交流会 中学生と交流	
	「いいタッチわるいタッチ」							
1 月	「すきないろでいっぱい」							
2 月	福祉体験活動…障害のある人との交流を通して、違いを認め合い、お互いを支え合う心を育む。							
	「あめのひがすき」							
	保幼小交流会	手話体験	ボッチャ体験	車椅子体験	白杖体験	インスタントシニア体験		
	国際理解 違いを認め合い共に生きる力を育む							
3 月	生活科交流（おもちゃ祭）		卒業式に向けて					
	6 年生を送る会…全校生のきずなを深め、いじめのない楽しい学校作りを引き継ぐ。							
	1 年間を振り返って…仲間と共に進級しよう					小学校生活を振り返って仲間と共に中学校へ進もう		
							基本方針の点検・見直し	